

不当要求行為等の防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、千曲市社会福祉協議会の事務事業に対するあらゆる不当要求及び暴力的不当要求行為（以下「不当要求行為等」という。）に対し、組織的な取組みを行うことにより、当該事案に適切に対処し、もって職員等の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(不当要求行為等の定義)

第2条 この規程において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由もなく職員等に面会を強要する行為
- (3) 乱暴な言動により職員等に身の安全の不安を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により機関紙、図書等の購入又は、事務事業計画の変更、事務事業の中止、事務事業に参画若しくは法外な保障等を不当に要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、千曲市社会福祉協議会が事務事業を行っている建物等の保全及び建物等における秩序の維持並びに事務事業の執行に支障を生じさせる行為

(不当要求行為等防止対策委員会の設置)

第3条 不当要求行為等の防止に関する事項を協議するため、不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には事務局長を、副委員長には事務局次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事務)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 不当要求行為等の実態把握及び対策事項の協議に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 不当要求行為等の未然防止及び啓発事業に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(発生時の報告)

第7条 職員等は、不当要求行為等を受け、又は不当要求行為等に関する事象を知ったと

きは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、所管する業務に関して不当要求行為等が発生し、又はその恐れがあると認めるときは、直ちに必要な措置を講じ、不当要求行為等に関する報告書（別記様式）により委員長に報告しなければならない。この場合において、所属長は、事態が急迫していると認めるときは、直ちに警察等関係機関に通報するものとする。

3 委員長は、前項に規定する報告を受けた場合は、事実関係の調査による実態把握を命じるとともに、必要に応じて委員会を招集し、対応事項等について協議するものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（補足）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月11日から施行する。

別表（第4条関係）

更埴老人福祉センター所長	精神障害者通所授産施設所長	更埴居宅介護支援事業所長
稲荷山デイサービスセンター所長	戸上ヘルパーセンター兼戸上訪問入浴ステーション所長	千曲市児童センター（館）館長会 正副会長
ふれあい福祉センター上山田所長	地域福祉係長	介護サービス係長
総務係長		

別記様式（第7条関係）

不当要求行為等に関する報告書	
年 月 日	
不当要求行為等防止対策委員会委員長 様	
職 氏 名	
⑩	
標記の件について、下記のとおり報告いたします。	
発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで
発 生 場 所	
対 応 職 員	
相 手 方	住 所 職 業 氏 名
不当要求行為 等の内容	
対 応 状 況	
そ の 他	

